

一般社団法人部活指導研究協会 会員・会費規程

平成27年6月30日 制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条及び第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の定める会員は、定款第5条に定める次の3種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が実施するサービスの提供を受けるために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会手続き)

第3条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に届け出なければならない。

2 前項の入会申し込みに対しては、定款第5条2の定めに従い入会を承認し、これを申込者に通知する。

(入会金及び会費)

第4条 各会員は別表の会費を納入しなければならない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、5月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

賛助会員の会費に関しては、事業年度の途中に入会した場合で、当該年度の終了まで6ヶ月に満たない会員は、前項で定める年会費の半額とする

(臨時会費)

第6条 本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

(退会に伴う会費の扱い)

第7条 定款第6条の規定により退会し、会員資格を喪失した場合には、帰納の会費は返還しない。また、会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(再入会)

第8条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後1年間は、再入会を認めないこととする。

(登録情報・個人情報)

第9条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

附 則

1 この規則は、平成27年 6月30日より施行する。

[別表]

会 費 一 覧 表 (本規程4条)

賛助会員	年会費
法人	100,000円 以上
個人	20,000円 以上
一般会員	年会費 (1口1,000円以上)
法人	5口以上
個人	2口以上
学校関係者	1口以上